

新型コロナウイルス感染症対策情報

福島茂利通信 (20200520)

「神戸市中小法人等の店舗家賃負担軽減補助金」

中小企業等への家賃負担の軽減

制度の概要

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、売上減少等の影響を受けた市内中小法人等が営む店舗の家賃負担軽減を図るため、その一定割合を減額する不動産オーナー等に補助金を交付します。

[神戸市中小法人等の店舗家賃負担軽減補助制度募集要項\(PDF:694KB\)](#)

補助対象者

店舗が入居している建物のオーナーの方、又はオーナーから建物を借り上げたうえで、入居している店舗の経営者と賃貸借契約を締結している賃貸人の方で以下の要件を満たす方。

・新型コロナウイルス感染症の流行により、売上減少等の影響を受けている神戸市内の店舗に対して、家賃を減額していること。

・令和2年4月分及び5月分の本来家賃相当額の2分の1以上を減額していること。

対象店舗

来店する一般消費者に対して、当該店舗内で物品販売やサービスの提供を行う施設で、以下の要件を満たす店舗。(オフィスや倉庫、作業所など、通常の業務において、一般消費者が経常的に来店しない施設は対象外)

- ・中小法人等が経営していること。なお、みなし大企業は除く。
- ・兵庫県の休業要請等の対象施設となっている店舗にあつては、求められている休業要請等に従っていること。

<店舗家賃負担軽減補助金>対象となる店舗

- **来店するお客様に対して物品の販売やサービスの提供を行う店舗が広く対象**
- 縣市協調の「休業要請事業者経営継続支援事業」の対象外の店舗も対象

○対象となる店舗の例

物品の販売を行う施設

飲食料品店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア、衣服・靴・かばんその他小物の販売、自動車・自転車・電化製品の販売 等

サービスの提供を行う施設

飲食店、喫茶店、宿泊施設、クリーニング店、理美容店、銭湯、不動産店、旅行代理店、フォトスタジオ、映画館、劇場、スポーツ施設、遊技場、学習塾・各種教室、診療所、鍼灸院、柔道整復師の施術所、老人・障害者福祉事業の施設 等

○対象とならない施設

事務所、工場、作業場 等

補助額

令和2年4月分及び5月分の家賃2か月分に対して、申請者が減額した金額の10分の8

※ただし、1オーナーあたり上限200万円

申請受付期間

郵送による申請

令和2年5月19日(火曜日)から令和2年6月30日(火曜日)まで

電子申請

令和2年5月29日(金曜日)から令和2年6月30日(火曜日)まで

申請方法・提出書類

電子申請及び郵送による受付。

電子申請が可能な環境にある方は、出来るだけ電子申請をご活用いただきますようお願いしま

す。電子申請であれば、一部の必要書類の提出や押印が省略していただけます。

申請にあたっては、申請に重複がないかのチェックが必要となり、審査及び振込に時間がかかる

ため、できるだけまとめて1申請として提出いただきますようお願いいたします。

1.郵送による場合

申請書類一覧

[交付申請書\(様式第1号\)WORD:182KB](#)([申請額計画書\(様式第1号別紙\)\(EXCEL:15KB\)](#))

【記入例】[交付申請書記載例\(PDF:286KB\)](#)([申請額計算書記載例\(PDF:112KB\)](#))

必要事項を記入、押印のうえ、提出。

※4月分5月分の2か月分の家賃を1/2以上減額していることを各店舗ごとに確認。

※家賃に、消費税が含まれていないことを確認。

※口座名義が申請者で同一であることを確認。

申請者の「本人確認書類の写し」を同封

※法人代表者又は個人事業主本人のマイナンバーカード(オモテ面のみ)、運転免許証、パスポート、健康保険証などの写し。(住所、氏名、生年月日がわかる部分)

[合意確認書\(様式第2号\)\(PDF:102KB\)](#)

家賃減額及びその他事項について、申請者(賃貸人)と店舗(賃借人)双方で合意のうえ押印。複数の店舗がある場合は、すべての店舗分がそろっているかを確認。

[誓約書\(様式第3号\)\(PDF:130KB\)](#)

誓約事項について、確認の上、自署及び押印したものを提出。

申請者とオーナーが異なる場合は、建物の「登記事項証明書の写し」を同封

(その他留意事項)

・1オーナーあたり200万円が上限となっていますので、オーナーから建物を借り上げたうえで転貸している申請者の方は、オーナーごとに申請書が必要となります。申請の際は、必ずオーナーの同意のうえ、申請してください。

・必要に応じて追加書類の提出を求め、また、現地調査を行う場合があります。

・交付申請の内容に虚偽があるなど、不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明した場合は、交付決定を取り消し、補助金を返還していただきます。

(郵送先)

〒651-0087 神戸市中央区御幸通 6-1-12 三宮ビル東館 8階 店舗家賃補助申請受付係あて

2.電子申請の場合

(5月29日からシステム稼働します。稼働次第、WEB ページをお知らせします。)

入力事項及び画像添付書類
<p>交付申請書(様式第1号)(PDF:288KB)申請額計算書(様式第1号別紙)(EXCEL:15KB)</p> <p>必要事項を web サイトで入力。(書類の提出は不要)</p> <p>※4月分5月分の2か月分の家賃を1/2以上減額していることを各店舗ごとに確認。</p> <p>※家賃に、消費税が含まれていないことを確認。</p> <p>※口座名義が申請者で同一であることを確認。</p>
<p>申請者の「本人確認書類」の画像データを添付</p> <p>※法人代表者又は個人事業主本人のマイナンバーカード(オモテ面のみ)、運転免許証、パスポート、健康保険証等のうち、一つを画像データで添付。(住所、氏名、生年月日がわかる部分)</p>
<p>合意確認書(様式第2号)(PDF:102KB)の画像データを添付</p> <p>様式に必要事項を記入、押印のうえ、画像データを添付。</p> <p>※複数の店舗がある場合は、その店舗ごとに画像データを添付。</p>
<p>誓約書(様式第3号)(PDF:130KB)</p> <p>誓約条項を web サイトで確認のうえ同意。(書類の提出は不要)</p>

申請者とオーナーが異なる場合は、建物の「登記事項証明書」の画像データの添付

(その他留意事項)

- ・1 オーナーあたり 200 万円が上限となっていますので、オーナーから建物を借り上げたうえで転貸している申請者の方は、オーナーごとに申請書が必要となります。申請の際は、必ずオーナーの同意のうえ、申請してください。
- ・必要に応じて追加書類の提出を求め、また、現地調査を行う場合があります。
- ・交付申請の内容に虚偽があるなど、不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明した場合は、交付決定を取り消し、補助金を返還していただきます。

申請書類等

ホームページからダウンロードのほか、

5月19日(火曜日)以降は下記の場所にも申請書類を設置

- ・神戸市経済観光局経済政策課(神戸市中央区御幸通 6-1-12 三宮ビル東館 4 階)
- ・神戸商工会議所(本部・支部)
- ・(株)三井住友銀行(神戸市内 23 支店)
- ・(株)みなと銀行(神戸市内 39 支店)

お問い合わせ先

神戸市家賃負担軽減補助金コールセンター

※5月19日(火曜日)から開設

電話:078-891-5212

受付時間:平日 9 時 00 分～17 時 00 分

上記内容は神戸市ホームページからの抜粋記事です。

発行：兵庫県議会議員 福島 茂利

住所：兵庫区東山町 2-6-6-601

電話：078-512-2940